

「経営安定関連(5号)保証」の指定業種を1,118業種(中分類82業種)に拡大 新たに認定要件が追加されました

「経営安定関連(5号)保証」(別枠保証)を利用できる国の業種に1,118業種が指定されました。これは、一部の例外業種を除き、原則として全業種の中小企業の方を対象としています。また、2年前と比較して売上減少している中小企業者も対象となるよう、新たに認定要件を追加しましたのでより多くの方が利用できるようになりました。

なお、今回の指定業種における産業分類番号は、旧分類(日本標準産業分類第11回改定分)により判断することとなり、業種の指定に用いる「分類」も細分類から中分類となりましたのでご注意ください。

指定期間 平成22年2月15日～平成23年3月31日まで

◎ご利用にあたっては、認定書(原本)を申込書に添付してください。

認定の取扱窓口は、各市町村の商工担当課です。

◎認定要件

(イ) 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。)が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。

(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

(ハ) 最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して3%以上減少していること。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあつては、直近期とその前期の決算書における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。

(ニ) 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。

(ホ) 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。

◎指定業種

中分類82業種

当協会のホームページの「各種指定業種・指定企業」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(当協会のアドレス:<http://www.cgc-toyama.or.jp/>)

追加された
認定要件